

## 1 目的

障がい者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、本市においては、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障がい者就労施設等から調達するよう努めるため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、栃木市障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針（以下「本方針」という。）を定める。

## 2 適用範囲

本方針は、栃木市及び市の関連団体等が発注する物品等の調達に適用する。

## 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

オ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

カ 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

キ 在宅就業支援団体（在宅就業者に対する支援の業務等を行う団体）

## 4 調達の対象品目

市等が障がい者就労施設等から調達を推進する主な物品等は次のとおりとする。

### (1) 物品

- ・食品類（弁当、菓子、パン、農産物、加工食品等）
- ・手工芸品類（木工製品、繊維製品、紙製品等）
- ・日用品類（生活雑貨等）
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

## (2) 役務

- ・除草作業
- ・清掃作業
- ・資源物回収
- ・印刷業務
- ・ホームページ作成
- ・軽作業（封入作業、袋詰め、梱包）
- ・機密文書裁断
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

## 5 調達目標額

令和8年度調達目標額を、次のとおり設定する。

目標額 4,300千円

公費で直接発注するもの

3,990千円

(内訳) 物品 1,700千円、役務 2,290千円

市の関連団体（指定管理者、実行委員会及び各種協議会等）で発注するもの

310千円

(内訳) 物品 170千円、役務 140千円

## 6 調達の実施

- (1) 障がい者就労施設等から調達可能な物品等については、施設等からの情報をもとにカタログを作成し、各部署に情報提供を行うとともに、各部署との相談・調整等を積極的に行う。
- (2) 障がい者就労施設等からの優先調達に当たっては、イベント等の実施の際に、啓発用物品、記念品、弁当などを、障がい者就労施設等から調達するよう努める。
- (3) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理業務委託を含む）を締結している相手方等に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求めるなどの取り組みを行う。
- (4) 各イベント等との連携を図り、タイアップによる出店の情報提供を事業所に行うなど、福祉ショップで取り扱う物品の販売促進を図る。
- (5) 受注拡大に向け、障がい者就労施設等と連携し、先進的な取り組み事例の研究を行う。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を作成したときは、市ホームページにより速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページにより速やかに公表する。
- (3) 調達実績の評価と課題の分析を行い、次年度の本方針に反映していく。